

## 緊急小口資金等特例貸付償還金補給事業交付要綱

### (趣旨)

第1 緊急小口資金等特例貸付償還金補給金の交付について、長野県補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2 新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困窮する方の命と暮らしを守り、県民すべてが確かな暮らしを確保できるよう支援するため、緊急小口資金、又は総合支援資金を借り入れた世帯のうち、生活の困窮が続く世帯に対して、補給金を支給する。

### (定義)

第3 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「緊急小口資金」とは、令和2年3月11日社援発第0311号第8号厚生労働省社会・援護局長通知「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について（以下、「厚生労働省社会・援護局長通知」という）」第2(2)に基づき、長野県社会福祉協議会が実施する貸付金をいう。
- (2) 「総合支援資金」とは、厚生労働省社会・援護局長通知第2(1)に基づき、長野県社会福祉協議会が実施する以下のア～ウに定める貸付金を総称していう。
  - ア 「初回貸付」とは、厚生労働省社会・援護局長通知第2(1)②に定める貸付期間のうち、最初の3月以内の貸付をいう。
  - イ 「延長貸付」とは、厚生労働省社会・援護局長通知第2(1)②に定める貸付期間のうち、貸付期間が3月を超えて延長して行った貸付をいう。
  - ウ 「再貸付」とは、厚生労働省社会・援護局長通知第2(1)－1に定める貸付をいう。
- (3) 「貸付金の種別」とは、本交付要綱第3(1)及び(2)ア～ウに定める貸付金の別をいう。
- (4) 「償還が開始となる月」とは、厚生労働省社会・援護局長通知第2(1)③、第2(1)－1③及び第2(2)④に定める延長後の据置期間終了日が属する月の翌月をいう。

### (支給対象者)

第4 補給金の支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 長野県社会福祉協議会から緊急小口資金及び総合支援資金のいずれか、又は両方を借り入れていること。
- (2) 厚生労働省社会・援護局長通知第4に基づく償還免除の対象となっていないこと。
- (3) 緊急小口資金等特例貸付の償還が開始となる月の6月前の月から4月前の月までの間のいずれかの月における借受人の月の収入が、住民税所得割非課税となる基準額に12分の1を乗じて得た金額以下の金額であること。

### (支給金額)

第5 補給金の支給金額は、貸付金の種別ごとに、以下の各号に定める金額とする。

- (1) 緊急小口資金  
緊急小口資金の借入額に10分の10を乗じて得た金額
- (2) 総合支援資金  
総合支援資金の借入額に10分の1を乗じて得た金額

### (補給金の支給申請)

第6 補給金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、緊急小口資金等特例貸付償還金補給金支給申請書（様式1）に、以下の各号に定める添付書類を付し、知事に提出しなければならない。

- (1) 運転免許証、個人番号カード、健康保険証等、本人確認を行うことができる書類のいずれ

かの写し

- (2) 償還金補給の対象となる貸付に係る借用書の写し等、申請者が当該貸付金を借りていることが確認できる書類
  - (3) 給与明細等、判断基準となる月の収入が確認できる書類。ただし、自営業者等、給与明細が発出されない者については、収支状況表（様式4）を作成の上、添付すること。
  - (4) 世帯員全員分の住民票
- 2 緊急小口資金等特例貸付償還金補給金支給申請書は、貸付金の種別ごとに作成し、提出することとする。ただし、償還開始月が同じ貸付金については、同一の申請書において申請することができる。
- 3 知事は、令和5年1月24日付、緊急小口資金等特例貸付償還金補給事業交付要綱改正（以下「当該要綱改正」という。）以前に、第8の1項に定める支給決定を受けた者のうち、当該要綱改正により本要綱第5に定める支給金額が変更になる者について、職権により当該要綱改正後の支給金額に変更するものとする。

（申請期限）

第7 申請期限は、償還が開始となる月の3月前の月の10日とする。ただし、当該期限にあたる日が閉庁日である場合は、その翌開庁日を申請期限とする。

（支給決定等の通知）

- 第8 知事は、第6の支給申請があった場合において、当該申請に係る書類の審査等により、補給金等を支給すべきものと認めるときは、支給決定額及び支給を決定した旨を申請者及び債権者である長野県社会福祉協議会へ文書で通知する。
- 2 知事は、第6の3項の定めにより、職権で支給金額の変更を行ったときは、その旨を申請者及び債権者である長野県社会福祉協議会へ文書で通知する。

（支給方法）

第9 補給金は、長野県が申請者に代わり、長野県社会福祉協議会へ支払うことにより支給することとする。

（不当利益の返還）

第10 知事は、偽りその他不正の行為により補給金の支給を受けた者があるときは、その者から補給金を返還させることができる。

（関係機関との連携について）

- 第11 知事は、補給金の支給決定及び支給のために特に必要と認めるときは、申請書で取得している同意の範囲内で、長野県社会福祉協議会に対し、必要な資料の提供を求めることができる。
- 2 知事は、補給金の支給決定及び支給のために特に必要と認めるときは、申請書で取得している同意の範囲内で、長野県社会福祉協議会に対し、必要な資料を提供することができる。

附 則

- この要綱は、令和4年7月1日から施行する。  
この要綱は、令和5年1月24日から施行する。  
この要綱は、令和5年7月11日から施行する。